

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第22回 天皇

1. 天皇の地位・性格

- ・ 天皇は、明治憲法（大日本帝国憲法）下では、統治権の総攬者であった（4条）が、日本国憲法下では、日本国と日本国民統合の象徴である（1条）。その地位は、かつては神勅に基づくものであったが、今日では日本国民の総意に基づくものとされている（1条）。
- ・ 君主の要件について、その地位が世襲で伝統的な権威を有することと、統治権の全部または一部を有していることを挙げ、そのうち後者を不要と解するならば、天皇は君主であるといえる。なお、諸外国では、わが国は立憲君主制の国と分類されている。
- ・ 元首の要件について、国家を対外的に代表する権限を有することが主要なものであるが、形式的・儀礼的な行為を行う機関についても指すと解するならば、天皇は元首であるといえる。なお、諸外国では、天皇をわが国の元首として扱っている。
- ・ 天皇は象徴であるので、刑事責任を追及されず（皇室典範21条、国事行為の臨時代行に関する法律6条参照）、また、民事責任も追及されない（最判平成元年11月20日民集43巻10号1160頁）。
- ・ 皇位（国家機関としての天皇の地位）は、世襲される（2条）。皇室典範は、皇位の継承について男系男子主義を採用している（皇室典範1条）。

2. 天皇の権限

- ・ 天皇は、内閣の助言と承認に基づき（3条）、憲法に規定する国事行為のみを行う（4条）。天皇が国事行為を行えない場合には、摂政（5条）または臨時代行（4条2項）が置かれる。
- ・ 天皇の国事行為は、内閣総理大臣・最高裁判所長官の任命、法令等の公布、国会の召集、衆議院の解散、選挙の公示、国務大臣その他の公務員等の認証、栄典の授与、外国の大使・公使の接受など、形式的・儀礼的な性質のものに限られる（6条、7条）。
- ・ 国事行為以外に、私人としての私的行為ができる。そのほかに、国会開会式でのおことばの朗読、外国元首の接受や親書・親電の交換、国内の巡幸、外国への公式訪問などの行為に関して、天皇の権能を国事行為に限定している4条との関係をめぐっては、争いがある。

3. 天皇・皇族の人権享有主体性

- ・ 天皇も皇族も日本国民であるが、皇位の世襲と職務の特殊性から、必要最小限度の人権の制約を受ける。
- ・ 参政権は、天皇が象徴であり、国政に関する機能を有しないとされている（4条）ので、天皇には認められない。その他、表現の自由、外国移住の自由・国籍離脱の自由、学問の自由、婚姻の自由、財産権などについても、一定の制約を受けうる。例えば、皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることが必要とされる（皇室典範10条）。

4. 天皇に関連する論点

- ・ 元号法に基づき、政令で定められた元号が用いられる。明治以降、一世一元制とされている。
- ・ 国旗及び国歌に関する法律は、日章旗（日の丸）を国旗とし、君が代を国歌とする。

Quiz

Q22 天皇の国事行為の法的性質について、次のA・Bの2つの説がある。

A 説：天皇の国事行為は、形式的・儀礼的行為に限られないが、実質的決定権に関する部分についても、内閣の「助言と承認」を要することで、この中に完全に吸収される。

B 説：天皇の国事行為は、本来すべて形式的・儀礼的行為であり、内閣の「助言と承認」には、実質的決定権が含まれることはない。

それぞれの見解からの主張に関する以下の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. A 説によれば、国政に関して天皇が自ら発意をしたり、内閣の助言に対して異議を述べることも認められる。
2. A 説によれば、天皇の国事行為は、本来的に儀礼的・形式的な行為にすぎない場合でも、その実質的決定権は内閣にあると解する。
3. A 説・B 説はともに、天皇の国事行為を、天皇は国政に関する権能を有しないとす、日本国憲法の例外として解する。
4. B 説によれば、内閣以外の機関によって、天皇の国事行為の内容が既に決定されているならば、内閣の助言と承認は不要であると解する。
5. B 説によれば、衆議院の解散について、内閣の助言と承認を要することを根拠に、衆議院の解散権が内閣にあることを直ちに導くことは出来ないと解する。

(平成23年度地方上級公務員採用試験)